

○ 総務省令第百十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百四十五条及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第一百四十八条の規定に基づき、公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十一日

総務大臣 林 芳正

公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令

（公職選挙法施行規則の一部改正）

第一条 公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式の二の二その一中「（印）」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 1 この様式は、法第28条の2第1項の規定により、選挙人が、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 2 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。
別記第四号様式の二の二その一中「（印）」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

3 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第四号様式の11の11項の印の右に備考欄がある。

備考 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第四号様式の11の11項の印の右に備考欄がある。

備考 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第四号様式の11の11項の印の右に備考欄がある。

3 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第四号様式の11の11項の印の右に備考欄がある。

備考 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

(在外選挙権行規則の1号改正)

第11条 在外選挙権行規則(平成11年1月1日付第11号)の1号を次の通り改めよう。

別記第1号様式の11項の印の右に備考欄を次の通りに改めよう。

備考

1 この様式は、法第30条の12において準用する法第28条の2第1項の規定により、選挙人が
、特定の者が在外選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために在外選挙人
名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

2 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第11号様式の11やの11冊「(印)」を削り、同様式備考の次に次のように入れる。

3 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第11号様式の11やの11冊「(印)」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第11号様式の11やの回冊「(印)」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第11号様式の11やの1冊「(印)」を削り、同様式備考の次に次のように入れる。

3 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第11号様式の11やの1冊「(印)」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記第四号様式、別記第五号様式、別記第八号様式及び別記第十七号様式冊「出張駐在官事務所」を「領事事務所」に改める。

別記第九号様式冊「(出張駐在官)」を削る。

(日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則(平成11年総務省令第六十一号)の一部を

次のものに該当する。

別記録用印鑑帳「(印)」を置き、標榜や次のものに該当する。

備考

1 この様式は、法第29条の2第1項の規定により、投票人が、特定の者が投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために投票人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

2 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記録用印鑑帳「(印)」を置き、標榜や次のものに該当する。

備考

1 この様式は、法第42条の2において準用する法第29条の2第1項の規定により、投票人が、特定の者が在外投票人名簿に登録された者であるかどうかの確認をするために在外投票人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。

2 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

別記録用印鑑帳「(印)」を置き、標榜や次のものに該当する。

「領事事務所」又は「領事事務所」に該当する。

別記録用印鑑帳「(出張駐在官)」を置く。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。